

令和4年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和4年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 田村 稔

定例監査の結果について

1 監査期日

令和5年2月6日（月）・7日（火）・8日（水）

2 監査対象

各小中学校、給食センター、中央公民館

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

今年度は、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、中止していた実地訪問による審査を、3年ぶりに実施した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 工事請負契約等について
- (4) 物品、財産及び施設等の管理について

4 監査結果

(1) 総評（全体）

事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、提出された資料及び各機関へのヒアリングによる監査の結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後においても引き続き適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項

なし

(3) 指導事項

なし

(4) 検討事項

町内の学校施設は老朽化が進みつつあり、毎年維持補修が行われている。
当面する問題事項の対応にとどまらず、老朽化の状況を把握し、中期的対応計画を策定されたい。

対応は単年度の費用のみにとらわれず、ランニングコストや耐用年数も考慮し検討されたい。

(5) 意見

物品購入や施設修繕等に係る見積徴取にあたっては、町内業者にも参加の機会を増やすよう努められたい。

設備等の導入、更新の価格見積に当たっては、要求仕様をできるだけ明確にされたい。

5 報告

なし

【参照】 [監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）